

移住促進補助金

都市部からも遠く、冬は雪も多くて厳しい岐阜県飛驒市。
でもたった一度の人生。飛驒を選んでくれる人がある。
飛驒市では移住を考えてくださる方に寄り添い
「きっかけ」や「おうえん」になるような
補助制度を用意しています。

飛驒市移住支援サイト
「飛驒に暮らす」



飛驒市移住支援センター をご利用ください！

私達が
あなたの移住を
全力で
サポートします！

各補助金ごとに申請期限や条件がありますので、
まずは担当課にお問い合わせください。



お知らせ
令和7年4月1日より
制度内容が一部変わります。

Point! 移住奨励品

飛驒市へ移住後1年経過された方に
さるぼぼコイン（電子地域通貨）又は
古川町商品券 若しくは
神岡商店会連合会商品券を支給

単身世帯：**10万円**

2名以上の世帯：**15万円**

※ 申請期間は飛驒市に移住して1年経過した日から1年以内です。

商品券



移住検討交通費補助金

飛驒市への移住を検討するため、移住前に飛驒市を来訪し、飛驒市
移住コンシェルジュの案内又は飛驒市住むとこネット登録事業者の
案内による空き家等の見学を行った方

下表に定める定額
一世帯あたり2回まで **最高 1万円**

住 所 地	補助金（定額）
岐阜県下呂市、岐阜県高山市、岐阜県大野郡白川村	対象外
富山県、上記以外の岐阜県内市町村	3,000円
新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県	5,000円
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県	8,000円
北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	10,000円



移住体験宿泊費補助金

飛驒市での移住体験を目的に市内の対象宿泊施設
（一棟貸泊施設又は民泊施設）で1泊以上宿泊した方の宿泊費用

1回あたり宿泊費総額 1/2 以内
1世帯あたり2回まで **上限 3万円**

※対象施設については市HPまたは総合政策課までお問い合わせください。



引越し費用補助金

移住者のうち飛驒市に引越した日から1ヶ月以内に転入の届出をし、
引越しをする際に運送業者を利用した方

総額 1/2 以内
1世帯あたり1回限り **上限 5万円**



支援メニューは
この他にも！

裏面をチェック！

飛騨市移住促進補助金

お問合せ先

▶ふるさと応援課 ☎0577-62-8904

ペーパードライバー講習費用補助金

移住者のうち自動車学校でペーパードライバー講習を受講した方

1人2回まで **費用全額**



雪国デビューパック補助金 (除雪用具)

移住者本人が使用する為に購入した除雪用具費用。

豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定による指定地域以外から飛騨市に転入した移住者 ※飛騨市内業者からの購入品に限る。

総額 1/2 以内
1世帯につき1回限り **上限 1万円**



転入準備品支援事業補助金



移住者のうち飛騨市に住所を有する保育園や小中学校へ入園入学在籍する児童の保護者へ入園入学後通常必要となる物品の購入費用を支給。

※飛騨市内での取り扱いが無い物品を除き原則飛騨市内業者からの購入品に限る。

※対象となる購入品についてはふるさと応援課までお問い合わせください。

保育園等 **1万円** 小学校 **2万円** 中学校 **6万円**

雪国デビューパック補助金 (スタッドレスタイヤ)

移住者本人が使用する車両用に初めて購入するスタッドレスタイヤ及びホイールの費用。豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定による指定地域以外から飛騨市に転入した移住者 ※飛騨市内業者からの購入品に限る。

車両1台につき総額 1/2 以内
1世帯につき1回限り **上限 3万円**



飛騨市移住者優遇補助一覧

▶各担当課にお問合せください。

米10俵プロジェクト

市外からの転入と定着の促進を図るため、移住し住宅を取得された方へ米10俵を贈呈します。

次のいずれにも該当する方

- ①転入してから3年以内に、住宅を取得した方
- ②「①」に該当になった日から1年を経過していない方
- ③市内に2親等以内の親族がいない方 他

1世帯1年度あたり

1俵 (60kg) の米を10年間贈呈



担当課：ふるさと応援課 ☎0577-62-8904

就職奨励金

市内企業における雇用の確保を図る目的で市内の事業所に就職(学卒・Uターン就職者)された方に対し、奨励金を支給します。

次のいずれかを満たし、市内事業所に3年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持つ方(対象外の業種あり)

①学卒者等就職者…

中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市民として就職した方

②Uターン就職者…

飛騨市に転入と就職を3年以内に行い、就職時の年齢が満45歳以下の方

①と②共に **7万円**



担当課：商工課 ☎0577-62-8901

住宅新築・購入支援助成金

最大 **230万円**

(例) 飛騨市住むとこネット掲載物件を20,000千円で取得。市内業者にてリフォームの場合
基本額30万円 + ①転入世帯50万円 + ④改修工事費上限150万円 = 230万円

市内での定住を促し、人口減少の緩和を図るために、市内に住宅を新築又は購入される方に助成金を交付します。
飛騨市内に定住する目的で省エネ住宅を取得または中古住宅を購入する方(契約を締結し取得の手続きを終えた住宅が対象)
次に示す基本額・加算額のうち、対象者が該当する金額を合計した額(最大230万円 ※新築又は購入価格が上限)

■基本額

- ①住宅取得額1千万円未満 10万円
- ②住宅取得額1千万円～2千万円未満 20万円
- ③住宅取得額2千万円以上 30万円

■加算額

- ①転入世帯 50万円(単身赴任で転出している場合を除く)
- ②市内業者の新築施工 30万円(建売住宅購入を含む)
- ③民間分譲宅地購入(上限額50万円)
- ④移住世帯の住宅改修工事費の1/3(上限額150万円)
- ⑤④に該当しない住宅改修工事費の1/3(上限額60万円)



担当課：建築住宅課 ☎0577-73-0153

住宅取得等資金利子補給金

次のいずれにも該当する方

- ① 転入してから3年以内に住宅を取得又はリフォームした方
 - ② 市内に事業所を有する金融機関から借り入れた方 他
- ※ローン借り入れ後速やかに認定申請をする必要があります。

住宅取得やリフォームの際に借り入れた住宅ローン(リフォームローン含む)に対する利子補給。

ローン支払い開始から36月分

年利1%相当額の利子を補給

担当課：ふるさと応援課 ☎0577-62-8904

